

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-15
処分の種類	指定調査機関に対する適合命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第39条			
処分の概要	指定調査機関が法第31条各号のいずれかに適合しない場合、これらの規定に適合するために必要な措置を講ずるよう命令すること。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 土壌汚染対策法第39条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第31条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
基準の制定根拠				